

市役所からのお知らせ

秋田駒ヶ岳へ登山される皆さんへ

秋田駒ヶ岳山開き参加者募集

夏山シーズンをひかえ、登山者の安全を祈願するため、岩手県雫石町と合同で山開きを開催します。

- 日時／6月1日(日)▼9時～市役所田沢湖庁舎出発 ▼10時10分～神事 ▼10時40分～記念登山出発(天候により中止の場合あり)
- ▼12時～男岳頂上で栗石町と交歓会 ▼13時～駒ヶ岳八合目へ下山(下山後、仙北市を会場に懇親会)

※当日、送迎バスが運行します。(田沢湖庁舎へ駒ヶ岳八合目間)ご利用の方はあわせて申してください。

●式典会場／駒ヶ岳八合目登山口

※山開き、記念登山への参加は無料ですが、下山後の懇親会に参加される方は、別途会費(3000円)をご負担いただきます。

※記念登山に参加される方は、各自で保険にご加入ください。

- 申込締切／5月22日(金)
- 申込・問合せ／観光課(中町庁舎) ☎(43) 3352 FAX(54) 4102

マイカー乗り入れ規制のお知らせ

混雑解消と自然環境保護のため、駒ヶ岳登山口(かもしか駐車場分岐点)から駒ヶ岳八合目までの区間で、マイカーの乗り入れが規制されます。規制実施日は、マイカーでの進入が出来ませんので、ご協力をお願いします。

- 規制期間／6月1日から10月31日までの土・日・祝日と、6月21日から8月19日までの平日
- 規制時間／5時30分～17時30分

※規制時間前でも八合目駐車場の状況により規制する場合があります。

●規制対象／全車両(バス、タクシー、許可車両等は除きます)

●ハイールベース5層以上の大型車両は通行できません。

●規制対象以外の車両は、定期バスに限り通行してください。

- 代替バス／規制実施日に、高原温泉と駒ヶ岳八合目間に定期バスを運行します。乗車場所は「アルパこまくさ」となります。
- 問合せ／仙北市田沢湖観光情報センター「フォレイク」 ☎(43) 2111

安全・安心な雪下ろし支援事業について

県と仙北市は、雪下ろしの安全対策・負担軽減を目的とした住宅の改修工事費用に対して補助するモデル事業に協力していただける世帯を募集します。

- 補助対象者／仙北市内にお住まいの65歳以上の方(平成28年3月31日までに65歳に達する方を含む) またはその方と同居する方

●補助対象工事／雪下ろしの安全対策等に要する5万円以上の工事
例えば：
◎雪下ろしの安全対策を図るための命綱の固定金具の設置工事
◎屋根の雪を溶かすために行う融雪装置の設置工事

※既に実施している工事や完了した工事は補助対象となりません。
※市や県のリフォーム推進事業との併用はできません。

- 補助金の額／工事費の25万円まで補助
- 工事費が25万円を超える場合は、自己負担となります。

- 募集期間／5月中旬～6月中旬
- 事業の詳細や申込方法は県のホームページ等でもご覧になれます。
- 募集世帯数／6世帯程度

※申込みされた世帯の中から、補助対象の世帯を選定します。

●その他／工事終了後にアンケート調査など、県が行う事業にご協力いただくこととなります。

- 問合せ／都市整備課(西木庁舎) ☎(43) 2295
- 秋田県企画振興部地域活力創造課 ☎018(860)1238

普通共用林野区域内の入山規制と入山許可証の交付について

昭和58年度から実施している普通共用林野区域内の入山規制を、今年度も引き続き実施します。

つきましては、共用者(仙北市民)に対する入山許可証(個人券)の交付を、次のとおり開始します。必要な方は、事前に最寄りの交付場所へ申請し、お受け取りください。
なお、料金徴収所(小和瀬、黒石)では交付しません。

入山規制について

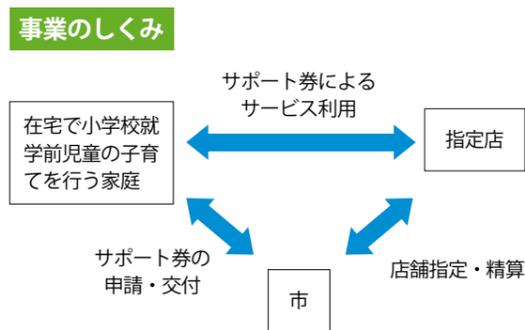
- 有料採取を行う区域と料金徴収場所
- ◎田沢湖田沢字小和瀬沢国有林ほか1万5685畝
- ◎小和瀬林道入口、黒石林道入口の2か所
- 入山規制開始予定日／5月23日(土)を予定(変更する場合有)
- 問合せ／仙北市普通共用林野運営協議会事務局 田沢湖地域センター(田沢湖庁舎) ☎(43) 1147

- 入山許可証の交付場所
- ◎田沢湖地区にお住まいの方：田沢湖地域センター、田沢・神代出張所
- ◎西木地区にお住まいの方：農山村活性化課(西木第2庁舎)、松木内・上松木内出張所
- ◎角館地区にお住まいの方：角館地域センター
- 交付期間／5月18日(日)～6月18日(土)(土・日曜日は交付しません)
- 手数料／個人券(1人1枚) 1000円
- ※市民の方すべて個人券となります。
- ※市外の入山者は1人1日1000円

在宅子育てサポート事業に関わる指定店を募集します

市では、7月1日から、在宅で小学校就学前児童の子育てを行う家庭に対し、市が指定する有料の子育て関連サービスの支払いにあてることができる「子育てサポート券」を交付する在宅子育てサポート事業をスタートします。

このたび、「子育てサポート券」を取扱っていただける指定店を募集します。ご協力いただける場合は指定申請していただくようお願いいたします。



指定店の募集を行う有料の子育て関連サービス

サービスメニュー	サポート券を使える有料サービスの内容	指定店(募集)
予防接種	インフルエンザやおたふく風邪の予防接種	市内の医療機関
子育てタクシー	子育てタクシーの利用料金	子育てタクシー登録会社
絵本・育児書	幼児向け絵本、育児書の購入	市内の書店
らくがきセット	自由帳やペンのセット商品の購入	市内の文具店
幼児用靴	幼児用の靴の購入	市内の靴屋
記念写真撮影	子どもを含んだ記念写真の撮影やプリント料金	市内の写真店
パースデーケーキ等	子どものパースデーやクリスマスケーキの購入	市内の菓子店

- 申請期限／5月29日(金)
- 申請手続・問合せ／指定申請書の提出等についてご案内します。子育て推進課(西木庁舎)までご連絡ください。 ☎(43) 2280

市民総参加健康づくりの日

チャレンジデー

今年は**5月27日(水)**開催!

スポーツ・運動をしたら報告を!!

報告は参加票回収箱へ投函・電話・ファックス・メールでお願いします

詳細は今回号の広報に折り込みのチラシをご覧ください。

【問合せ】仙北市チャレンジデー実行委員会事務局 (仙北市スポーツ振興課内) ☎43-3390

課税限度額の改正

国民健康保険税の「医療保険課税額」に係る課税限度額を52万円（現行51万円）に、「後期高齢者支援金等課税額」に係る課税限度額を17万円（現行16万円）に、「介護納付金課税額」に係る課税限度額を16万円（現行14万円）に引き上げます。

平成26年度限度額(改正前)		平成27年度限度額(改正後)	
医療分	51万円	医療分	52万円
支援金分	16万円	支援金分	17万円
介護分	14万円	介護分	16万円
計	81万円	計	85万円

保険税軽減範囲の改正

平成26年度に引き続き、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行います。

軽減判定所得

区分	改正前 世帯主と国保加入者の所得額	改正後 世帯主と国保加入者の所得額
7割軽減基準額	33万円以下	33万円以下
5割軽減基準額	33万円以下+24.5万円×被保険者数	33万円以下+26万円×被保険者数
2割軽減基準額	33万円以下+45万円×国保加入者数	33万円以下+47万円×国保加入者数

※国保加入者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みます。

- 改正概要／
 - ①国民健康保険税の賦課限度額を見直します。
 - ②低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行います。
- 問合せ／税務課 市民税係（田沢湖庁舎） ☎(43) 11117

平成27年度から国民健康保険税の課税限度額と保険税軽減範囲が変わります

- 総務課 ☎ 43-1111
ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>
facebook <https://www.facebook.com/sembokucity>
- 角館地域センター（サポートセンター） ☎ 43-3309
- 田沢湖地域センター（サポートセンター） ☎ 43-1147

- 田沢出張所（サポートセンター） ☎ 43-1351
- 神代出張所（サポートセンター） ☎ 43-1352
- 西木地域センター（サポートセンター） ☎ 43-2200
- 桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 48-2001
- 上桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 49-2159

国民健康保険税の特別徴収（年金天引き）について

国民健康保険税を年金天引きにて納めていただくことを「特別徴収」といいます。年金を受給される方の国民健康保険税は、地方税法の定めるところにより、原則受給されている年金から天引き（特別徴収）されます。従来、口座振替や納付書で納付されていた場合でも、特別徴収が優先されますが、納付方法変更申請書を提出することにより口座振替による納付（納付書による納付はできません。）へ変更ができます。

- 特別徴収に該当する条件／次の条件全てに当てはまる場合
 - ①国保加入者全員が65歳未満の世帯
 - ②国保加入中の世帯主が今年度に75歳に到達しない世帯
 - ③世帯主の年金額が年額18万円以上の方（ただし、年金は担保に供していないものに限りません。）
 - ④介護保険料の年金支払額と国保税の合計が年金額の2分の1を超えない方
- 問合せ／税務課 市民税係（田沢湖庁舎） ☎(43) 11117

●納める時期と算定方法

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年所得が確定するまでは、仮算定された保険税額を納めます。			前年所得が確定した後は、本算定された保険税額を納めます。		
新規で特別徴収該当する場合 前年度税額をもとに仮算定します。 1回分＝前年度年税額×1/6			新規で特別徴収該当する場合 7月・8月・9月は普通徴収となり、残りが特別徴収となります。		
継続して特別徴収該当する場合 前年度2月の特別徴収額と同額が1回分となります。			継続して特別徴収該当する場合 年税額から仮徴収税額を差し引き、残りを3回に分けます。		

新たに国民健康保険税が年金から天引きされる場合、7月から9月は、納付書により納付する方法（普通徴収）で国民健康保険税を納めていただき、10月以降は、10月、12月、2月に支給される年金から天引きされることとなります。

前年度から継続して年金から天引きされる場合など、4月、6月、8月に国民健康保険税が年金から天引きされたときは、今年度の国民健康保険税の算出額から、4月、6月、8月に年金天引きされた額を差し引いた額が、10月、12月、2月に支給される年金からの天引き額となります。

国民健康保険税に関する質問

- Q 10月から就職し社会保険に加入したので、10月納期分の国保税は納めなくていいですか？
A 国民健康保険税は1年分を8期に分けて納付いただくため、各月納期分の税額がその月の加入分ということではありません。国保を脱退したときは、加入月数に応じて精算しますので、10月から社会保険に加入した場合、国保税は4月から9月までの6か月分になりますが、7月から納付のため10月に精算分の納付が必要な場合があります。
- Q 10月で65歳になりますが、国保税は下がりますか？
A 年度途中で65歳になられる方は、65歳になる前月までの介護保険分を7月の税額決定時から8期に分けて計算しています。10月に65歳になる場合、介護保険分は、はじめから4月から9月の6か月で計算していきますので、65歳になられた後に税額が下がることはありません。
- Q 今年75歳になりますが、国民健康保険税はどのように計算されていますか？
A 年度内に75歳の誕生日を迎えられる方は、当初7月に送付される納税通知書で、あらかじめ誕生月の前月分までの加入期間で計算され、8期で均等配分されるようになっていきます。年齢到達後は後期高齢者医療保険へ移行となりますので、原則誕生月の翌月に後期高齢者医療保険料の納付書が送付されます。こうした期割の関係上、納付の期間が国民健康保険税と後期高齢者医療保険料と重なることがありますのでご了承ください。
- Q 年金からの天引きではなく、納付書で納付したいのですができますか？
A 65歳以上の方の国保税については、本人が納付方法を選択することはできません。地方税法により原則として公的年金を受給しているすべての納税義務者の方は年金天引きの対象となっています。ただし、口座振替により納付することはできません。口座振替を希望される場合は金融機関への口座振替依頼と市役所窓口へ納付方法の変更申請書の提出が必要です。
- Q 毎年収入が変わらないのに、なぜ納付書での納付になったり、年金天引きになったりするのですか？
A 税率の改正やわずかな収入の違いで毎年税額が変わります。年金天引きの要件のひとつに「介護保険料と国民健康保険税を合わせた額が年金支給額の2分の1を超えないこと」とありますが、昨年度は要件を満たしていてもわずかな税額の違いや、年金支給額の違いで切り替わる場合があります。また、75歳に到達する年度は納付書での納付（普通徴収）となります。
- Q 同一年度内に年金天引き分と納付書での納付分と両方あるのですが…
A 特別徴収に該当する要件を満たすと年金からの天引きが始まります。新たに仮徴収が始まる方は昨年の税額を基に仮徴収額を算定するためその分は天引きとなり、改めて本年度の税額を計算したところ年金天引きの要件を満たさなくなる場合があります。そうした場合、4月、6月、8月は年金天引き、10月の本徴収からは納付書での納付となります。

仙北市では独身の方の 出合いを応援します

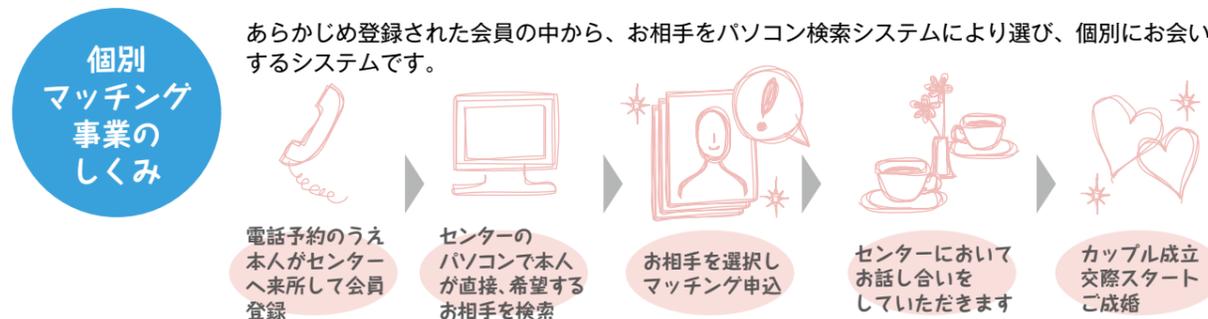
あきた結婚支援センター
個別マッチング(お見合い)事業 入会登録料(10,000円)を

仙北市が全額助成します

対象者：仙北市に住民登録している方 / 3年間有効

※助成に関する手続きは登録時にセンターで行ってもらいます。
(仙北市窓口での手続きは必要ありません。)

あきた結婚支援センターとは、県や県内全市町村、各種団体が共同で設立した法人で、県内に3つのセンター(秋田市・横手市・大館市)を設置しています。結婚を希望する独身男女の出合いを支援するために会員制によるマッチング事業や、出合いイベントの無料メルマガ配信などを行っています。



会員登録の際、センターへお持ちいただくもの

- (1) 入会申込書
- (2) 本人・住所を確認できる書類
- (3) 独身を確認できる書類
- (4) 入会登録料10,000円

仙北市が助成します!

※下記アドレスから申込書を入力し、ご記入のうえお持ちいただくか、センターでご記入いただいても結構です。
※運転免許証、パスポートなど
※仙北市長が発行する「独身証明書」または「戸籍抄本」
※登録日から3年間有効 ※入会后、登録料以外の費用は一切かかりません。 ※写真については任意です。 ※写真を登録する場合は、センターで撮影することもできます(無料)。また、お持ちいただくことも可能です。(Lサイズ程度、3ヶ月以内に撮影されたもの1枚)

メルマガ登録のしくみ

出合いイベント情報を随時メールであなたの手元に配信するシステムです。メルマガ登録の登録料や年会費等は無料です。ただし、通信に関する接続費用は利用者の負担となります。

登録はこちらから <http://www.sukoyaka-akita.com>

センターの問い合わせ先 [各センター共通] **0800-800-0413**

<p>大館市 北センター</p> <p>月曜～金曜 13:00～21:00 土曜・日曜 9:00～18:00 ※年末年始を除く</p> <p>〒017-0843 大館市字中町5 TEL.0186-57-8611 【旧正札村ビル2階】</p>	<p>秋田市 中央センター</p> <p>月曜～金曜 9:00～21:00 土曜・日曜 9:00～18:00 ※年末年始を除く</p> <p>〒010-0001 秋市中通6丁目7-36 TEL.018-874-9471 【フォーラムあきた1階】</p>	<p>横手市 南センター</p> <p>月曜～金曜 13:00～21:00 土曜・日曜 9:00～18:00 ※年末年始を除く</p> <p>〒013-0022 横手市四日町6-8 TEL.0182-38-8801 【横手市役所本庁向】</p>
---	---	---

独身男女の出合いイベントを開催する団体に 補助支援します

市内で独身の方を対象とした出合いイベント等を実施する団体に対し、開催経費を補助します。また、内容によっては秋田県少子化対策応援ファンド助成事業(助成率10分の10～3分の1)を受けられる場合もありますので、お気軽にご相談ください。

- 補助対象事業 / 市内で開催される、独身者が出会うための交流会等
- 補助対象経費 / 会場使用料、借上料、広告宣伝費、講師謝礼、消耗品等、その他事務経費など(飲食にかかる経費は補助対象になりません。)
- 補助金額 / 補助対象経費の2分の1以内 / 上限15万円
- 問合せ / 子育て推進課(西木庁舎) ☎(43) 22280

ふるさと納税 ふるさと便事業 返礼品取扱事業者を募集中です

今年度より仙北市へふるさと納税していただいた方へ、そのお礼として「ふるさと便」を贈呈する事業を始めます。

「ふるさと便」として、商品やサービスを提供していただける事業所や個人事業主を募集しています。なお、ふるさと便の代金および送料は市の負担となります。出品希望の方、興味のある方はお気軽にお問い合わせください。

- 問合せ / 企画政策課(田沢湖庁舎) ☎(43) 11112

※出品されたふるさと便の取扱いは8月以降になる場合があります。ご了承ください。

平成27年度仙北市職員(大学卒一般行政職) 採用試験のお知らせ

を必ず同封して、総務課職員係へ郵送してください。なお、普通郵便の事故および電子メールによる請求には対応できません。

- 試験区分 / 大学卒・一般行政職
- 採用人数 / 若干名
- 受験資格 /
 - ① 昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方
 - ② 平成6年4月2日以降に生まれた方で、大学(短大、高専含む)を卒業した方または平成28年3月31日まで卒業する見込みの方
- 第1次試験 /
 - 日時 / 7月26日(回) 9時～試験受付
 - 会場 / 秋田県市町村会館(秋田市山王4丁目2-3)
 - 内容 / 大学卒業程度の教養試験
- 第2次試験 / 第1次試験合格者に通知します。
- 申込用紙の請求 / 申込用紙・受験案内は、5月27日(回)から、田沢湖庁舎は総務課、角館庁舎・西木庁舎は地域センターで交付します。郵便請求の場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記して120円切手を貼った返信用封筒(角型2号サイズ)
 - 申込・問合せ / 仙北市総務部総務課職員係 ☎014-12998
 - 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30 ☎(43) 11111

※短大高専卒の方は、今後募集する「高校卒一般行政職」の採用試験を受験できませんので、今回の「大学卒一般行政職」を受験してください。

※今回は「大学卒一般行政職」のみのお知らせです。他の職種の採用試験については、広報せんぼく7月16日号に掲載予定です。

郵送の場合は、7月1日必着に限りま。

介護予防教室

『若返り教室』のお知らせ

包括支援センターでは、高齢者の方々が地域で元気に暮らすお手伝いをします。

足の手入れや、自分でできる簡単なマッサージ方法などを学びます。足は内臓を映す鏡とも言われ、刺激することで内臓が温まり働きも良くなります。足もとが整うことで得られる効果を体感し、続けることで、心も体も健康で過ごしましょう。

たくさんの方々の参加をお待ちしています。

◆日時／①6月17日 ②6月24日 ③7月1日 ④7月8日 ⑤7月15日 ⑥7月22日 ⑦7月29日 (各回水曜日) 10:00～11:30

◆会場／角館交流センター (和室)

◆対象／65才以上の方で要介護・要支援の認定を受けていない方

◆内容／“体調が思わしくない方、足の痛い方、膝の痛い方にもおすすめ”
無理なく簡単！！自分でできる足のマッサージ

◆講師／1回目と7回目：渡辺ユミ子氏 (秋田市)

2回目から6回目：進藤ミツホ氏 (田沢湖)

◆準備するもの／タオル、水分補給のための水かお茶

◆申込締切／6月3日 困

◆申込・問合せ／仙北市包括支援センター ☎ 43-2283



5月の献血日程

【全血/400ml 献血にご協力ください】

18日(月)

9:30～11:00

J A 秋田おばこ角館支店

11:30～13:00

(株)安藤醸造北浦本館

14:30～16:00

市立角館総合病院

24日(日)

10:00～12:00

13:00～16:00

ワンダーモール

◆問合せ／保健課 ☎ 55-1112

Check!



健康ワンポイント

仙北市保健課 ☎ 55-1112

こころを元気にする生活習慣

原因のわからないまま繰り返される体の不調は「こころの叫び」かもしれません。こころの病は誰にでも起こりうるのです。自身のこころの状態をよく知り、対処することでこころの健康を保つことができます。さあ、あなたもこころの健康づくりをはじめましょう。

ストレスについて

ストレスとは、こころが外部から刺激を受けたときに生じる緊張状態のことです。人間ストレスがあつて当たり前。ストレスをため込まないために工夫して上手に付き合っていくべきなのです。気分転換法として読書や音楽・映画鑑賞、おしゃべり、

温泉、散歩、ストレッチ、旅行などもお勧めします。

生活習慣を整えるポイント

- ①栄養バランスの良い食事を1日3食よく噛んで味わいましょう！
- ②無理のない運動を習慣化しましょう！
- ③質の良い睡眠をとりましょう！

困ったときは相談しましょう

悩みやストレスがいつまでも解決できない、心身の不調が続いているなど一人で解決できないときは、とにかく誰かに相談してみましょう。打ち明けることで心が軽くなったり解決の糸口が見えてくる場合があります。



次のような状態が2週間以上続いているときは、あなたのこころが疲れているのかもしれません。周囲にこのような人がいる場合も相談を勧めてください。

- ①眠れない。または、長く寝ても眠った感じがしない。
- ②食欲がない。または、食べ過ぎてしまう。
- ③気分が落ち込む。悲しい。やる気が起きない。
- ④頭痛、肩こり、便秘等の体調不良が続く。
- ⑤集中できない。物事を考えられない。
- ⑥飲酒量が増える。

おかしいなと感じたら専門機関へ相談しましょう！

蛾(マイマイガ)の大量発生について

マイマイガの相談が徐々に寄せられています。マイマイガの大量発生は2、3年継続する可能性があります。発生を止める方法や一斉駆除の有効な方法は確立されていません。幼虫のうちに駆除することが重要です。

●マイマイガの生態／8月頃から翌年4月頃まで卵で過ごし、ふ化すると幼虫(毛虫)になります。7月から8月にかけて成虫になり、数日のうちに産卵します。成虫の寿命は、1週間から10日ぐらいいわれています。

●特徴／卵は500個くらいまとまった卵塊で生まれ、木の幹や建物の壁などにみられます。幼虫(毛虫)は糸を出し、風に乗って拡散することがあります。成虫は水銀灯の照明や白っぽい外壁を好み、その付近に産卵します。

●人体への影響／皮膚の弱い人、幼児などが毛虫に触れると痛みがあったり、かぶれることがあります。また、人によっては、成虫の羽にあるりん粉が肌につくと

発疹の出ることがありますので、マイマイガには直接触れないように注意してください。

●卵の除去／成虫に殺虫剤を使用しても効果は期待できません。翌年の発生を抑えるためには、8月頃から翌年4月頃のうちに卵塊を除去することが効果的です。

◎底部を切り取った角形ペットボトルや硬いプラスチック製のヘラを使い卵塊をそぎ落とします。そぎ落とした卵塊は、土に埋めるか、可燃ごみとして処理してください。除去作業の際は、マスクやゴーグルをしてください。◎粘着テープで貼り付けてはがすことを数回繰り返すと取ることができません。

※卵や粘着テープは、可燃ごみとして処理してください。

●幼虫の駆除／小さい幼虫は①か②の方法で、大きい幼虫は殺虫剤や農薬が効かなくなっていますので①の方法で駆除

①捕殺：バケツに水と少量の洗剤を入れておき、火ばさみ等で捕まえ、中に入れ溺死させます。(溺

死させた幼虫は可燃ごみとして処理してください。使い終わった水は必ず希釈してから下水道等に流し、河川や側溝には流さないでください。)

※長袖や手袋等を着用し、直接触れないでください。

②ケムシ用の殺虫剤や農薬(登録農薬：トレボン乳剤、スミバイン乳剤)による駆除

※農薬の使用は捕殺などの駆除ができないなど、やむを得ない場合のみにとめてください。

※農薬の使用については、その薬剤の使用法や注意事項を厳守してください。

●サナギの駆除／駆除したサナギは可燃ごみとして処理してください。

《大量発生時は、皮膚炎対策、拡大防止、来年に向けた発生予防が重要となります》

●問合せ／市民生活課環境保全係(角館庁舎) ☎(43)3308

5月29日(金) 『夜間納税窓口』開設のお知らせ

日中、仕事などで市税を納めることができない方のために、夜間納税窓口を開設します。

また、諸事情により市税を納めることが困難な方のために納税相談窓口も併せて開設しますので、お気軽にご来庁ください。

日時

5月29日(金) 17時15分～19時

※開設時間に都合がつかない場合は、事前にご連絡ください。

●場所／税務課、角館・西木地域センター

●問合せ／税務課(田沢湖庁舎) ☎(43)1117

〔平成27年6月1日納期限の税目〕

□座振替も納期限と同日ですので、前日まで通帳の残高をご確認してください。

◎固定資産税・第1期

◎軽自動車税・第1期

※納税には口座振替が便利で安心です。各金融機関または市役所税務課地域センターにご相談ください。